

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律による消費者契約法の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(業務の範囲及び区分経理)</p> <p>第二十九条 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務及び消費者裁判手続特例法第六十五条第二項に規定する被害回復関係業務(以下単に「被害回復関係業務」という。)に支障がない限り、定款の定めるところにより、差止請求関係業務及び被害回復関係業務以外の業務を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 適格消費者団体は、内閣府で定めるところにより、毎事業年度、その差止請求関係業務、被害回復関係業務その他の業務がこの法律及び消費者裁判手続特例法の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行う調査を受けなければならない。</p> <p>3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。</p> <p>一(六) (略)</p> <p>七 差止請求関係業務及び被害回復関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類</p>	<p>(業務の範囲及び区分経理)</p> <p>第二十九条 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務に支障がない限り、定款の定めるところにより、差止請求関係業務以外の業務を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行う調査を受けなければならない。</p> <p>3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。</p> <p>一(六) (略)</p> <p>七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類</p>

<p>八 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p>第三十二条 内閣総理大臣は、この法律又は消費者裁判手続特例法の実施に必要な限度において、適格消費者団体に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、適格消費者団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>八 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p>第三十二条 内閣総理大臣は、この法律の実施に必要な限度において、適格消費者団体に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、適格消費者団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--